

| | |
|------|-------------|
| 文書名 | 輸出証明書発行規程 |
| 管理番号 | C 1 6 - 0 1 |
| 承認日 | 2021年7月17日 |

輸出証明書発行規程

(目的)

第1条 本規程の目的は公益社団法人全国愛農会（以下「本会」という）が行う輸出証明書の発行業務についての手順を明らかにすることである。

(農林物資の種類)

第2条 本会は有機農産物および有機加工食品についての輸出証明書の発行業務を行う。

(同等国)

第3条 農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国（以下「同等国」という）はJAS法施行規則第37条のとおりとする。

(責務)

第4条 本会は同等国からの求めがあったときは視察に応じる。また不適合があったときの措置については同等国からの求めに応じて是正報告等を行う。

(発行手数料)

第5条 輸出証明書の発行に係る手数料は認証業務規程別表11に定める。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか輸出証明書の発行業務に関して必要な事項は会長が別に定める。

(附則)

1. この規程は2021年 7月17日から施行する。